

議第69号

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3項第10号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第9項第3号中「事項」を「重要事項(次号および第5号において単に「重要事項」という。)」に改め、同項第4号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 設置者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第18項第3号中「適当な医療機関との協力体制を整備する」を「協力医療機関を定める」に改め、同項第4号を同項第9号とし、同項第3号の次に次の5号を加える。

(4) 設置者は、前号の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次のアおよびイに掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(5) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(6) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をい

う。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(7) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(8) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。

(滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第4項第16号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第18項第3号を次のように改める。

(3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす協力医療機関(複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下この項において同じ。)を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第18項第4号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(6) 設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(7) 設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。

(滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第5項第2号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第9項を次のように改める。

9 緊急時等の対応

(1) 設置者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師および第19項第3号に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めること。

(2) 設置者は、前号の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。

別表第1第19項第3号を次のように改める。

(3) 設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第2条第1項第4号ニに規定する協力医療機関(複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下この項において同じ。)を定めること。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該設置者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第19項第4号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

(4) 設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(5) 設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第

114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次号において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(6)設置者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(7)設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4)ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号カただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第6号ウ中(ク)を(カ)とし、(カ)から(ク)までを(ク)から(カ)までとし、(カ)の次に次のように加える。

(カ)利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。

(イ)身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

別表第1第1項第7号エ中「事項」を「重要事項(オおよびカにおいて単に「重要事項」という。)」に改め、同号オ中「エに規定する事項」を「重要事項」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第1項第11号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)を(オ)とし、(ウ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ)第6号ウ(イ)の規定による身体的拘束等の記録

別表第1第2項第3号中「同号イ(ウ)中」の右に「第6号ウ(イ)」とあるのは「次項第3号において準用する第6号ウ(イ)」と、同号イ(イ)中」を加え、「同号イ(イ)」を「同号イ

(オ)に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第3項第2号エただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第4号中「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「第3項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第2第1項第4号エ中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(ニ)および(オ)」に改め、同項第6号中「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第2第1項第4号エにおいて準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第3号中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(ニ)および(オ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第2第2項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第3第3項第10号中「あるのは、」を「あるのは」に改め、「看護職員等」との右に「、同号カ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を加え、同表第5項第6号中「(キ)から(ク)」を「(ク)から(オ)」に、「同号ウ(キ)および(ク)」を「同号ウ(ク)および(ニ)」に改め、同表第6項中「イ(ア)」の右に「および(ウ)」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ニ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第4第5項第4号中「(キ)から(ク)」を「(ク)から(オ)」に、「同号ウ(キ)」を「同号ウ(ク)」に、「同号ウ(ク)」を「同号ウ(ニ)」に改め、同表第6項中「から第12号まで」を「、第11号(イ(ウ)を除く。)、第12号」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ニ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第5第5項第4号中「、(キ)、(ク)および(ケ)」を「および(ク)から(オ)まで」に、「同号ウ(キ)」を「同号ウ(ク)」に、「同号ウ(ク)」を「同号ウ(ニ)」に改め、同表第6項中「カ」を「キ」に改め、「イ(ア)」の右に「および(ウ)」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ニ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第6第1項第5号ウ中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(ニ)および(オ)」に改め、同項第9号中「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第6第1項第5号ウにおいて準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第3号中「(カ)まで、(ク)および(ケ)」を「(ク)まで、(ニ)および(オ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第6第3項第3号において

準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第7第4項第4号中「(キ)から(ク)」を「(ク)から(サ)」に、「同号ウ(キ)」を「同号ウ(ク)」に、「同号ウ(ク)」を「同号ウ(ニ)」に改め、同表第5項中「から第12号までおよび第13号」を「、第11号(イ(ウ)を除く。)および第12号」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ニ)」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第8第1項第7号イ(ウ)中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同号イ(ニ)の次に次のように加える。

- (オ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。
- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第8第1項第7号ウ中「およびイ」を「からウまで」に、「(ク)および(ク)」を「(ニ)および(サ)」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第8第1項第12号中「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第1項第7号イ(ニ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)」を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第1項第7号イ(ニ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第8第2項第5号イ中「(ク)および(ク)」を「(ニ)および(サ)」に、「ならびにイ(ウ)および(ニ)」を「、イ(ウ)から(オ)までおよびウ」に改め、同項第9号中「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第

7号イ(ニ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(ニ)」と、同号イ(ニ)中を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第3項第4号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(エを除く。)」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(ニ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(ニ)」と、同号イ(ニ)中を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第4項第6号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(エを除く。)」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ(ニ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ(ニ)」と、同号イ(ニ)中を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第9第1項第2号ア(ア)中「。以下「介護老人保健施設基準条例」という。」を削り、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア中(ニ)を(ウ)とし、(オ)を(ニ)とし、同号イ中「ア(ウ)および(ニ)」を「ア(イ)および(ウ)」に改め、同項第3号イを削り、同号ウ中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「および入院患者」を削り、同号エを同号ウとし、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「カまで」を「オまで」に改め、同号キを同号カとし、同項第4号ア中「、診療所」を「または診療所」に改め、「または病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削り、同号イ(イ)中「もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「または診療所」に、「療養病床または老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改め、同項第7号中「(ク)および(ケ)」を「(コ)および(サ)」に、「第7号(ウを除く。)」を「第7号(エを除く。)」に、「同項第11号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ニ)の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ(ア)を「同項第11号イ(ア)」に改め、「第4号セ」と、同号イ(ウ)中の右に「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ニ)」と、同号イ(ニ)中を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ

(オ) を「同号イ (カ) 」に改め、同表第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

別表第 9 第 2 項第 5 号中「(ク) および (ケ) 」を「(ニ) および (サ) 」に、「第 7 号イ (ウ) および (イ) 」を「第 7 号イ (ウ) から (オ) までおよびウ」に、「同項第 11 号イ中「記録を」とあるのは「記録ならびに別表第 9 第 2 項第 5 号において準用する別表第 8 第 1 項第 7 号イ (ニ) の規定による身体的拘束等の記録を」と、同号イ (フ) 」を「同項第 11 号イ (フ) 」に改め、「第 4 号セ」と、同号イ (ウ) 中」の右に「「第 6 号ウ (キ) 」とあるのは「別表第 9 第 2 項第 5 号において準用する別表第 8 第 1 項第 7 号イ (ニ) 」と、同号イ (ニ) 」を加え、「同号イ (ニ) 」を「同号イ (オ) 」に、「同号イ (オ) 」を「同号イ (カ) 」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号ア中「から (ウ) まで」を「または (イ) 」に改め、同号ア (イ) を削り、同号ア (ウ) を同号ア (イ) とし、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号エ中「別表第 2 第 1 項第 3 号カ」の右に「、別表第 8 第 2 項第 4 号エ」を加え、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 設備

ア ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備を設けること。

イ ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、次に掲げるところにより、ユニットごとに病室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および機能訓練室ならびに消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

(フ) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

a 病室

(a) 定員は、1 人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

(b) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

(c) 床面積は、10.65 平方メートル（(a) ただし書の場合にあつては、21.3 平方メートル）以上とすること。

(d) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

b 共同生活室

(a) 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。

(b) 床面積の標準は、2 平方メートルに当該ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上とすること。

(c) 必要な設備および備品を備えること。

- c 洗面設備および便所
 - (a) 病室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (b) 身体の不自由な者の使用に適したものとする。
 - (c) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
 - d 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとする。
 - e 機能訓練室
 - (a) 床面積は、40平方メートル以上（診療所であるものにあつては、機能訓練を行うために必要な広さを有するもの）とすること。
 - (b) 必要な設備および備品を設けること。
 - f 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
 - (イ) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、浴室、機能訓練室および廊下を当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用途以外の用途に供しないこと。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 - ウ ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所には、ユニット型介護医療院として必要な施設および設備を設けること。
 - エ ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第3号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 別表第10第1項第3号セ中「ス」を「セ」に改め、同号セを同号ソとし、同号スの次に次のように加える。
- セ 次の(ア)から(イ)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合におけるウおよびク(イ)の規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。
 - (ア) 第8号において準用する別表第8第1項第7号ウに規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るための取組に関する次のaからeまでに掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。
 - a 利用者の安全およびケアの質の確保
 - b 従業者の負担の軽減および勤務の状況への配慮

- c 緊急時の体制の整備
- d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（イ）において「介護機器」という。）の定期的な点検
- e 従業者に対する研修

- (イ) 複数の種類の介護機器を活用していること。
- (ウ) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るため、従業者の役割分担が適切に行われていること。
- (エ) (ウ) に規定する取組により介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減が行われていると認められること。

別表第10第1項第6号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くわう}の健康を保持することができるよう、口腔衛生^{くわう}の管理体制を整備するとともに、利用者の状態に応じた口腔衛生^{くわう}の管理を計画的に行うこと。

別表第10第1項第7号ア中「第123条第1項第13号」を「第123条第1項第12号」に改め、「協力医療機関」の右に「（以下この号において「協力医療機関」という。）」を加え、同号ウ中「イ」を「キ」に改め、同号ウを同号クとし、同号イ中「第123条第1項第13号」を「第123条第1項第12号」に改め、同号イを同号キとし、同号アの次に次のように加える。

- イ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、アの規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の(ウ)および(イ)に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。
- (ウ) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。
- (イ) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

エ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（オにおいて「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。オにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

オ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関であ

る場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

カ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めること。

別表第10第1項第8号中「別表第8第1項第8号（）」を「別表第8第1項第7号ウおよび第8号（）」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同項第6号ウ（オ）の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ（ウ）中」の右に「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第10第1項第6号ウ（オ）」と、同号イ（ニ）中」を加え、「同号イ（ニ）」を「同号イ（オ）」に、「同号イ（オ）」を「同号イ（カ）」に改め、同表第2項第7号中「（エを）」を「（オを）」に、「第7号（ウを除く。）」を「第7号（クを除く。）」に、「結果等の記録、」を「結果等の記録および」に改め、「および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ（オ）の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ（ウ）中」の右に「第6号ウ（キ）」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第6号ウ（オ）」と、同号イ（ニ）中」を加え、「同号イ（ニ）」を「同号イ（オ）」に、「同号イ（オ）」を「同号イ（カ）」に改める。

別表第11第1項第4号ア中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（イにおいて「実施状況の把握」という。）を行う時期等」に改め、同号イ中（ク）を（ニ）とし、（イ）から（ク）までを（ウ）から（ク）までとし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与または指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

別表第11第1項第4号イに次のように加える。

（イ）福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握を行うこと。
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の時から6月以内に1回以上実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこと。

（ロ）福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護事業者に報告すること。

（ハ）福祉用具専門相談員は、実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

別表第11第1項第4号ウ中「（ア）を」を「（ア）および（オ）を」に、「（ク）および（ケ）」を

「(カ)、(キ)、(ク)および(ケ)」に改め、同表第1項第7号中「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第11第1項第4号ウにおいて準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改め、同表第2項第2号中「(ク)および(ケ)」を「(カ)、(キ)、(ク)および(ケ)」に改め、「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

別表第12第5項第2号中「前号」を「前2号」に、「(ク)および(ケ)」を「(カ)、(キ)、(ク)および(ケ)」に、「(ニ)および(キ)」を「(ク)」に、「同号イ(イ)」を「同号イ(ウ)」に、「同号イ(ウ)」を「同号イ(ニ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に、「同号イ(ク)」を「同号イ(ケ)」に、「同号イ(ケ)」を「同号イ(ニ)」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

別表第12第6項中「同号イ(ウ)中」の右に「「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第12第5項第3号において準用する第6号ウ(キ)」と、同号イ(ニ)中」を加え、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に、「同号イ(オ)」を「同号イ(カ)」に改める。

第5条 滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第10号中「あるのは「看護職員等」を「あるのは、「看護職員等」に改め、「、同号カ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を削り、同表第5項第6号中「、(オ)」を「から(キ)まで」に改め、同表第6項中「および(ウ)」を削り、「準用する第4号セ」と」の右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第3第5項第6号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第4第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「別表第4第4項第1号および第2号」を「別表第4第4項第1号から第4号まで」に、「、第1号および第2号」を「、第1号から前号まで」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号。以下「介護医療院基準条例」という。）別表第1第3

項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第4第5項第1号に次のように加える。

エ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

別表第4第5項第4号中「、(オ)」を「から(キ)まで」に改め、同表第6項中「、第11号(イ(ウ)を除く。)、第12号」を「から第12号まで」に改め、「準用する第4号セ」との右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第4第5項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第5第5項第4号中「、(ニ)」の右に「、(カ)、(キ)」を加え、同表第6項中「および(ウ)」を削り、「準用する第4号セ」との右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第5第5項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第7第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する従業者」を「および第6号に規定する従業者」に、「に規定する基準」を「および前号に規定する基準」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または介護医療院基準条例別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第4号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第7第4項第4号中「、(オ)」を「から(キ)まで」に改め、「(カ)まで」の右に「、別表第4第5項第1号エ」を、「病歴」との右に「、別表第4第5項第1号エ中「理学療法士等」とあるのは「理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者」と」を加え、同表第5項中「、第10号、第11号(イ(ウ)を除く。))および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号セ」との右に「、同号イ(ウ)中「第6号ウ(キ)」とあるのは「別表第7第4項第4号において準用する第6号ウ(キ)」と」を加える。

別表第9第1項第2号ア(ア)中「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同号ア(ニ)中「滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関す

る基準を定める条例の一部改正)

第6条 滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第2号エを削り、同項第14号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第6項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 開設者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第7項第6号中「ときは、」の右に「第21項第4号に規定する協力医療機関その他」を加え、同表第11項第4号中「事項」を「重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）」に改め、同項第5号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第21項第4号中「あらかじめ、」の右に「次のアからウまでに掲げる要件を満たす」を加え、「第136条第1項第15号」を「第136条第1項第14号」に、「協力病院」を「協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第21項第5号中「第136条第1項第15号」を「第136条第1項第14号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

(5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

(6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

(7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

(8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

(滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第12号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第6項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第7項第6号中「ときは、」の右に「第21項第4号に規定する協力医療機関その他」を加え、同表第11項第4号中「事項」を「重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）」に改め、同項第5号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第21項第4号中「あらかじめ、」の右に「次のアからウまでに掲げる要件を満たす」を加え、「第138条第1項第15号」を「第138条第1項第14号」に、「協力病院」を「協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則

として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第21項第5号中「第138条第1項第15号」を「第138条第1項第14号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。
- (6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- (7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。
- (8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第2第7項第2号中「第4号」の右に「（クを除く。）」を加え、同表第11項第3号中「第5号」を「第6号」に改める。

（滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第10号ただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同表第6項第4号クを同号ケとし、同号キの次に次のように加える。

ク 開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第1第10項を次のように改める。

10 緊急時等の対応

- (1) 開設者は、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、あらかじめ、第3項第1号の規定に基づき配置される医師および第21項第4号に規定する協力医療機関の

協力を得て、当該医師および当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めること。

- (2) 開設者は、前号の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うこと。

別表第1第11項第4号中「事項」を「重要事項（次号および第6号において単に「重要事項」という。）」に改め、同項第5号中「前号に規定する事項」を「重要事項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 開設者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第1第21項第4号中「入院による医療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に改め、「あらかじめ、」の右に「次のアからウまでに掲げる要件を満たす」を加え、「第131条の8第1項第15号」を「第134条第1項第13号」に、「協力病院」を「協力医療機関（複数の医療機関によりこれらの要件を満たすこととなるものを含む。以下同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

イ 当該開設者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

別表第1第21項第5号中「第131条の8第1項第15号」を「第134条第1項第13号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 開設者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

- (6) 開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次号において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

- (7) 開設者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

- (8) 開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めること。

別表第2第4項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第2第9項中「同表第10項」を「同表第10項第1号」に改め、「準用する第3項第1号」との右に「、「第21項第4号」とあるのは「別表第2第9項において準用する第21項第4号」と、同項第2号中「前号」とあるのは「別表第2第9項において準用する前号」と」を加える。

(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第3号エただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第6号中コをシとし、ケをサとし、クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

ケ 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

別表第2第1項第7号エ中「事項」を「重要事項（オおよびカにおいて単に「重要事項」という。）」に改め、同号オ中「エに規定する事項」を「重要事項」に改め、同号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をインターネットの利用により公表すること。

別表第2第1項第11号イ中（エ）を（オ）とし、（ウ）を（エ）とし、（イ）を（ウ）とし、（ア）の次に次のように加える。

（イ）第6号ケの規定による身体的拘束等の記録

別表第2第2項第2号イただし書中「同一の敷地内にある」を削り、同項第3号中「同号イ（イ）中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「次項第3号において準用する第6号ケ」と、同号イ（ウ）中」を加え、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改める。

別表第3第3項第9号中「場合において」の右に「、同号エ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同表第5項第6号中「およびカからコ」を「、カ、キおよびコからシ」に、「同号ケ」を「同号サ」に改め、

同表第6項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」に、「同号イ（イ）」を「同号イ（ウ）」に、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改める。

別表第4第5項第3号中「理学療法士等、」の右に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の」を、「に限る。以下同じ。）」の右に「および指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の介護支援専門員」を加え、同項第4号中「およびカからコ」を「、カ、キおよびコからシ」に、「同号ケ」を「同号サ」に改め、同表第6項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」に、「同号イ（イ）」を「同号イ（ウ）」に、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改める。

別表第5第5項第4号中「ケおよびコ」を「サおよびシ」に、「同号ケ」を「同号サ」に改め、同表第6項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」に、「同号イ（イ）」を「同号イ（ウ）」に、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改める。

別表第7第5項第4号中「およびオ」を「、オ、クおよびケ」に改め、同表第8項中「および第10号」を「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」に、「同号イ（イ）」を「同号イ（ウ）」に、「同号イ（ウ）」を「同号イ（エ）」に、「同号イ（エ）」を「同号イ（オ）」に改める。

別表第8第1項第5号エ中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、」の右に「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の」を、「担当職員」の右に「および指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援事業所の介護支援専門員」を加え、同項第7号イ（イ）中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同号イに次のように加える。

- (エ) 身体的拘束等の適正化を図るために、次のaからcまでに掲げる措置を講ずること。
 - a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他必要な従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。
 - b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - c 介護職員その他必要な従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

別表第8第1項第7号ウ中「およびイ」を「からウまで」に、「ケおよびコ」を「サおよびシ」に、「同号コ」を「同号シ」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所

における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催すること。この場合において、当該委員会の開催は、テレビ電話装置等を用いて行うことができる。

別表第8第1項第12号中「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「第15号イ」を「同号イ(エ)中「第15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第2項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。

別表第8第2項第5号イ中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に、「ウ」を「エ」に、「同号コ」を「同号シ」に改め、同項第9号中「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第2項第5号イにおいて準用する同表第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「第15号イ」を「同号イ(エ)中「第15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第3項第4号中「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第3項第4号において準用する同表第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「第15号イ」を「同号イ(エ)中「第15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第4項第6号中「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および同号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第8第4項第6号において準用する同表第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)中「第15号イ」を「同号イ(エ)中「第15号イ」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第9第1項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア中(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同号イ中「ア(ウ)および(エ)」を「ア(イ)および(ウ)」に改め、同項第3号イを削り、同号ウ中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「および入院患者」を削り、同号エを同号ウとし、同号中オをエとし、カをオとし、同号キ中「カまで」を「オまで」に改め、同号キを同号カとし、同項第4号ア中「、診療所」を「または診療所」に改め、「または病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第

1条の規定による改正前の介護保険法施行令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削り、同号イ(イ)中「もしくは診療所または老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「または診療所」に、「療養病床または老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改め、同項第7号中「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第9第1項第7号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」を「同号イ(ニ)中「第15号イ」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第2項第2号を次のように改める。

(2) ユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

別表第9第2項第5号中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に、「ウを」を「エを」に、「記録ならびに」を「記録および」に改め、「および別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ(イ)中」の右に「第6号ケ」とあるのは「別表第9第2項第5号において準用する別表第8第1項第7号イ(ウ)」と、同号イ(ウ)中「第15号イ」を「同号イ(ニ)中「第15号イ」に、「同号イ(ニ)」を「同号イ(オ)」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号ア中「から(ウ)まで」を「または(イ)」に改め、同号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号を同項第5号とし、同項第3号エ中「ならびに」を「、別表第8第2項第4号エおよび」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設備

ア ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）には、ユニット型介護老人保健施設として必要な施設および設備を設けること。

イ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、療養病床を有する病院または診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げるところにより、ユニットごとに病室、共同生活室、洗面設備および便所を設けるほか、浴室および機能訓練室ならびに消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けること。

(ウ) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

a 病室

(a) 定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(b) 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

- (c) 床面積は、10.65平方メートル（(a)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル）以上とすること。
- (d) ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
- b 共同生活室
- (a) 当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営む場所としてふさわしい形状とすること。
- (b) 床面積の標準は、2平方メートルに当該ユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上とすること。
- (c) 必要な設備および備品を備えること。
- c 洗面設備および便所
- (a) 病室ごとに設け、または共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- (b) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。
- (c) 便所には、ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。
- d 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- e 機能訓練室
- (a) 床面積は、40平方メートル以上（診療所であるものにあつては、機能訓練を行うために必要な広さを有するもの）とすること。
- (b) 必要な設備および備品を設けること。
- f 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (イ) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、浴室、機能訓練室および廊下を当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用途以外の用途に供しないこと。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ウ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所には、ユニット型介護医療院として必要な施設および設備を設けること。
- エ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第9第2項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護（同表第1項第1号に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同表第2項第3号アからウまでに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、アからウまでに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 別表第10第1項第3号セ中「ス」を「セ」に改め、同号セを同号ソとし、同号スの次に次の

ように加える。

セ 次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれにも適合する場合におけるウおよびク(イ)の規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。

(ア) 第8号において準用する別表第8第1項第7号ウに規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るための取組に関する次のaからeまでに掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認すること。

- a 利用者の安全およびケアの質の確保
- b 従業者の負担の軽減および勤務の状況への配慮
- c 緊急時の体制の整備
- d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（(イ)において「介護機器」という。）の定期的な点検
- e 従業者に対する研修

(イ) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(ウ) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減を図るため、従業者の役割分担が適切に行われていること。

(エ) (ア)に規定する取組により介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減が行われていると認められること。

別表第10第1項第6号ウ中「およびイ」を「からウまで」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の^{くう}口腔の健康を保持することができるよう、^{くう}口腔衛生の管理体制を整備するとともに、利用者の状態に応じた^{くう}口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

別表第10第1項第7号ア中「第140条の12第1項第13号」を「第140条の12第1項第12号」に改め、「協力医療機関」の右に「（以下この号において「協力医療機関」という。）」を加え、同号ウ中「およびイ」を「からキまで」に改め、同号ウを同号クとし、同号中イをキとし、アの次に次のように加える。

イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、アの規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次の(ア)および(イ)に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めること。

(ア) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談に応じる体制を、常時確保していること。

(イ) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

ウ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。

エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（オにおいて「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。オにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

オ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議すること。

カ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができるようになった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めること。

別表第10第1項第8号中「別表第8第1項第8号（エ）を「別表第8第1項第7号ウ、第8号（エ）」に、「同項第4号ケ」を「および同項第4号ケ」に改め、「および同項第6号イ（㉔）の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同号イ（イ）中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「別表第10第1項第6号イ（㉔）」と、同号イ（ウ）中」を加え、「同号イ（ウ）」を「同号イ（㉔）」に、「同号イ（㉔）」を「同号イ（㉕）」に改め、同表第2項第7号中「前項第6号（ウを除く。）および第7号（ウを除く。）」を「前項第6号（エを除く。）および第7号（クを除く。）」に、「記録、同号オ」を「記録および同号オ」に改め、「および同表第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ（㉔）の規定による身体的拘束等の記録」を削り、「同表第1項第4号ク」と、同号イ（イ）中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「別表第10第2項第7号において準用する同表第1項第6号イ（㉔）」と、同号イ（ウ）中」を加え、「同号イ（ウ）」を「同号イ（㉔）」に、「同号イ（㉔）」を「同号イ（㉕）」に改める。

別表第11第1項第4号ア中「内容等」を「内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期等」に改め、同号イ中（ク）を（ケ）とし、（イ）から（キ）までを（ケ）から（ク）までとし、（㉖）の次に次のように加える。

（イ）法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与または指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供すると

ともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

別表第11第1項第4号ウ中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に改め、「応じ」との右に「、こと。」とあるのは「こと。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の時から6月以内に1回以上当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うこと。」とを加え、同項第7号中「同号イ(イ)中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「別表第11第1項第4号ウにおいて準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改め、同表第2項第2号中「、キ、ケおよびコ」を「からケまで、サおよびシ」に改め、「同号イ(イ)中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

別表第12第5項第3号中「前2号」を「前3号」に、「ケおよびコ」を「ク、ケ、サおよびシ」に、「(オ)および(キ)」を「(ウ)および(コ)」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

別表第12第6項中「同号イ(イ)中」の右に「「第6号ケ」とあるのは「別表第12第5項第3号において準用する第6号ケ」と、同号イ(ウ)中」を加え、「同号イ(ウ)」を「同号イ(エ)」に、「同号イ(エ)」を「同号イ(オ)」に改める。

第10条 滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

別表第3第3項第9号中「、同号エ中「または」とあるのは「または同一の敷地内にある」とを削り、「看護職員等」とあるのは「看護職員等」とあるのは、」に改め、同表第5項第6号中「、カ、キおよびコ」を「およびカ」に改め、同表第6項中「、第10号、第11号(イ(イ)を除く。)および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」との右に「、同号イ(イ)中「第6号ケ」とあるのは「別表第3第5項第6号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第4第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「および第2号に規定する従業者」を「から第4号までに規定する従業者」に、「および第2号に規定する基準」を「から前号までに規定する基準」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号。以下「介護医療院基準条例」という。）別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、前号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第4第5項第1号キ中「オ」を「カ」に、「カ後段」を「キ後段」に改め、同号キを同号クとし、同号カを同号キとし、同号オ中「カ」を「キ」に改め、同号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 医師および理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

別表第4第5項第4号中「、カ、キおよびコ」を「およびカ」に改め、同表第6項中「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」との右に「、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第4第5項第4号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第5第5項第4号中「、カ」の右に「、ク、ケ」を加え、同表第6項中「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」との右に「、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第5第5項第4号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第7第3項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する従業者」を「および第6号に規定する従業者」に、「に規定する基準」を「および前号に規定する基準」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設または介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例別表第1第3項（第14号および第18号から第21号までを除く。）または介護医療院基準条例別表第1第3項（第12号および第15号から第19号までを除く。）に規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第4号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

別表第7第5項第3号中「オからキ」を「カからク」に、「エ」を「オ」に改め、同項第4

号中「、オ、クおよびケ」を「およびオ」に、「キまで」を「クまで」に改め、「別表第4第5項第1号エ中」の右に「「理学療法士等」とあるのは「理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者」と、同号オ中」を加え、「同号キ中「ア」を「同号ク中「ア」に改め、同表第8項中「、第10号、第11号（イ（イ）を除く。）および第12号」を「および第10号」に改め、「準用する第4号ス」と」の右に「、同号イ（イ）中「第6号ケ」とあるのは「別表第7第5項第4号において準用する第6号ケ」と」を加える。

別表第9第1項第2号ア（ア）中「滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同号ア（ア）中「滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成30年滋賀県条例第1号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2項および第3項を次のように改める。

（虐待の防止に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間（以下「経過期間」という。）における第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第7号イおよび第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）別表第5第6項において準用する新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第7号イの規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載するよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新指定居宅サービス基準条例別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第8号イおよびウならびに新指定介護予防サービス基準条例別表第5第6項において準用する新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第8号イおよびウの規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 経過期間における新指定居宅サービス基準条例別表第5第6項において準用する新指定居宅サービス基準条例別表第1第1項第10号および新指定介護予防サービス基準条例別表第5

第6項において準用する新指定介護予防サービス基準条例別表第2第1項第10号の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは「講ずるよう努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

付則第4項から第10項までを削り、付則第11項の前の見出しを削り、同項を付則第4項とし、同項の前に見出しとして「(ユニットに係る経過措置)」を付する。

付則第12項中「当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例」を「当分の間、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第13項中「、新特別養護老人ホーム基準条例」を「、第3条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)」に、「、新介護老人保健施設基準条例」を「、第5条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)」に、「、新介護医療院基準条例」を「、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)」に、「および新介護療養型医療施設基準条例」を「および第9条の規定による改正後の滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)」に改め、同項の表中「新介護療養型医療施設基準条例」を「新指定介護療養型医療施設基準条例」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第14項を削る。

(滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例の廃止)

第12条 滋賀県旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第21号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条および第10条の規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)別表第9項第5号、第4条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)別表第1第1項第7号カ(新指定居宅サービス基準条例別表第1第

2項第3号および第3項第4号、別表第2第1項第6号および第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第6第1項第9号、第2項第3号および第3項第3号、別表第7第5項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。))別表第1第11項第6号(新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。))別表第1第11項第6号(新介護医療院基準条例別表第2第11項第3号において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。))別表第1第11項第6号(新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。))および第9条の規定による改正後の滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。))別表第2第1項第7号カ(新指定介護予防サービス基準条例別表第2第2項第3号、別表第3第6項、別表第4第6項、別表第5第6項、別表第7第8項、別表第8第1項第12号、第2項第9号、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号、別表第10第1項第8号および第2項第7号、別表第11第1項第6号イおよび第2項第2号ならびに別表第12第6項において準用する場合を含む。))の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間における新指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第7号イ(オ)(新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第9第1項第7号および第2項第5号において準用する場合を含む。))および新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第7号イ(㊦)(新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号ならびに別表第9第1項第7号および第2項第5号において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講ずる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例別表第18項第3号、第

3条の規定による改正後の滋賀県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）別表第1第19項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第9項、別表第3第3項第5号および別表第4において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第21項第4号（新介護老人保健施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第21項第4号（新介護医療院基準条例別表第2第13項第2号において準用する場合を含む。）および新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第21項第4号（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定める」とあるのは、「定めるよう努める」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例別表第1第5項第2号ク（新特別養護老人ホーム基準条例別表第2第5項第2号、別表第3第4項および別表第4において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第7号ウ（新指定居宅サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例別表第1第6項第4号ク（新介護老人保健施設基準条例別表第2第5項第2号において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例別表第1第6項第4号ク（新介護医療院基準条例別表第2第7項第2号において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例別表第1第6項第4号ク（新指定介護老人福祉施設基準条例別表第2第5項第2号において準用する場合を含む。）および新指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第7号ウ（新指定介護予防サービス基準条例別表第8第2項第5号イ、第3項第4号および第4項第6号、別表第9第1項第7号および第2項第5号ならびに別表第10第1項第8号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催する」とあるのは、「開催するよう努める」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 6 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス基準条例別表第10第1項第6号エおよび新指定介護予防サービス基準条例別表第10第1項第6号ウの規定の適用については、これらの規定中「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。